

〔平 20.7.22〕
〔企画 25 - 1〕

平 成 2 0 年 度

税制改正関係法律案要綱等

（ 第 169 回 国 会 ）

目 次

一 国 税 関 係

1 . 法 律 案 要 綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

[平 20 . 1 . 23 閣 議 決 定] 1

2 . 政 令 要 綱

所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 21

法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 23

相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 27

消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 28

国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 29

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 30

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 31

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 38

内国税の適性な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 39

所得税法等の一部を改正する法律附則第百十九条の二の規定による経過措置を定める政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣 議 決 定] 40

二 地方税関係

1 . 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平 20 . 1 . 25 閣議決定] 42

地方法人特別税等に関する暫定措置法案要綱

[平 20 . 1 . 25 閣議決定] 68

2 . 政令要綱

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣議決定] 73

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令要綱

[平 20 . 4 . 30 閣議決定] 81

(参考)

1 . 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律要綱

[平 20 . 3 . 31 衆議院財務金融委員会] 82

2 . 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律要綱

[平 20 . 3 . 31 衆議院総務委員会] 84

一 国税関係

1. 法律案要綱

所得税法等の一部を改正する法律案要綱

〔平成 20. 1. 23 閣議決定〕

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税等について所要の措置を講ずることとし、次により所得税法等の一部を改正することとする。

一 所得税法の一部改正（第 1 条関係）

- 1 公益社団法人、公益財団法人、社会医療法人及び日本年金機構をその受取利子等について非課税となる公共法人等の範囲に加えることとする。（所得税法第 11 条、別表第 1 関係）
- 2 外国公共法人等の指定制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとする。（所得税法第 11 条、別表第 1、附則第 2 条関係）
- 3 工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。（所得税法第 66 条関係）

工事進行基準の対象となる工事の範囲にソフトウェアの開発を加える。

工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を 1 年以上とする。

長期大規模工事以外の工事で損失が生ずると見込まれるものについて、工事進行基準を適用することができることとする。

（注）上記の改正は、原則として、平成 21 年 1 月 1 日以後に着手する工事について適用する。（附則第 4 条関係）

- 4 居住者が全部取得条項付種類株式を取得決議により譲渡し、かつ、対価として取得法人の株式等の交付を受けた場合にその全部取得条項付種類株式の譲渡がなかったものとみなされる要件のうち取得決議による取得の対価に、その取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等を加えることとする。（所得税法第 57 条の 4 関係）

（注）上記の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に行われる取得決議について適用す

る。(附則第3条関係)

- 5 国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加えることとする。(所得税法第161条関係)

(注)上記の改正は、外国法人が平成20年4月1日以後に発行する債券の利子について適用する。(附則第5条関係)

- 6 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行う先物取引の差金等決済に係る調書の提出制度等を整備することとする。(所得税法第224条の5、第225条関係)

(注)上記の改正は、先物取引に係る差金等決済で平成21年1月1日以後に行われるものについて適用する。(附則第6条、第7条関係)

- 7 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法の一部改正(第2条関係)

- 1 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととする。

非営利型法人(次の又はの法人をいう。)に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人並びに社会医療法人を公益法人等の範囲に加えるほか、公益法人等の範囲について所要の整備を行う。

(法人税法第2条、別表第2関係)

その行う事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人

会員から受け入れる会費によりその会員に共通する利益を図るための事業を行う法人

(注)旧民法第34条の規定により設立された法人で通常の一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の登記をしていないものは公益法人等とみなす等、所要の経過措置を講ずる。(附則第10条関係)

特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合には、解散及び設立があったものとみなして欠損金の繰戻しによる還付等の制度を適用する等の措置を講ずる。(法人税法第10条の3、第52条、第53条関係)

(注)上記の改正は、平成20年4月1日後に特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合について適用する。(附則第13条、第16条、第17条関係)
公益法人等が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合又は

普通法人若しくは協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合等について、その該当することとなった日等の前後でみなし事業年度を設ける。(法人税法第14条関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後にこれらの事実が生ずる場合について適用する。(附則第14条関係)

公益社団法人又は公益財団法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業のために支出した金額については、その収益事業に係る寄附金の額とみなす。(法人税法第37条関係)

(注) 上記の改正は、法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に支出する金額について適用する。(附則第15条関係)

特定公益法人等である内国法人が普通法人に該当することとなった場合等には、その内国法人のその該当することとなった日等の前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額又は欠損金額の累積額に相当する金額は、益金の額又は損金の額に算入する。(法人税法第64条の4関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に特定公益法人等である内国法人が普通法人に該当することとなる場合等について適用する。(附則第20条関係)

一般社団法人等(非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。)の各事業年度の所得に対する法人税の税率を30%(各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、22%)とする。(法人税法第66条関係)

(注) 上記の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。(附則第21条関係)

収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合における届出等について、所要の規定の整備を行う。(法人税法第13条、第71条、第122条、第150条関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合について適用する。(附則第14条、第24条関係)

外国公益法人等の指定制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。(法人税法第10条、別表第1、別表第2、附則第11条関係)

- 2 工事の請負に係る収益及び費用の帰属時期の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(法人税法第64条関係)

工事進行基準の対象となる工事の範囲にソフトウェアの開発を加える。

工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、工事期間要件を1年以上とする。

長期大規模工事以外の工事で損失が生ずると見込まれるものについて、工事進行基準を適用することができることとする。

(注) 上記の改正は、原則として、平成20年4月1日以後に開始する事業年度において着手する工事について適用する。(附則第19条関係)

- 3 法人が全部取得条項付種類株式を取得決議により譲渡し、かつ、対価として取得法人の株式等の交付を受けた場合にその全部取得条項付種類株式の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち取得決議による取得の対価に、その取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等を加えることとする。(法人税法第61条の2 関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に行われる取得決議について適用する。(附則第18条関係)

- 4 国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものを加えることとする。(法人税法第138条関係)

(注) 上記の改正は、外国法人が平成20年4月1日以後に発行する債券の利子について適用する。(附則第23条関係)

- 5 日本年金機構を公共法人の範囲に加えることとする。(法人税法別表第1 関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 相続税法の一部改正(第3条関係)

- 1 公益法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税について、その適用対象を持分の定めのない法人とすることとする。(相続税法第65条、第66条 関係)
- 2 持分の定めのない法人及び人格のない社団等に対して贈与等があった場合において、受贈益が法人税法の規定により当該法人等の所得の金額の計算上益金の額に算入されるときであっても、当該法人等に対して贈与税等を課税するとともに、当該贈与税等の額から法人税等の額を控除することとする。(相続税法

第66条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

(注) 上記の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産について適用する。(附則第25条関係)

四 地価税法の一部改正(第4条関係)

公益法人制度改革に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(地価税法第6条、別表第1関係)

五 登録免許税法の一部改正(第5条関係)

1 公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等又は公益認定の際の名称の変更登記について登録免許税を非課税とする措置を講ずることとする。(登録免許税法第5条、別表第1関係)

2 一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について1件につき6万円等の登録免許税を課税することとする。(登録免許税法別表第1関係)

3 日本年金機構を非課税法人の範囲に加えることとする。(登録免許税法別表第2関係)

4 次に掲げる場合の不動産に係る所有権の移転登記等について、登録免許税を非課税とする措置を講ずることとする。(登録免許税法別表第3関係)

公益社団法人及び公益財団法人が学校の校舎等の用に供するために不動産を取得する場合

厚生農業協同組合連合会が特別養護老人ホームの用に供するために不動産を取得する場合

5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 消費税法の一部改正(第6条関係)

1 一般社団法人、一般財団法人等を消費税法別表第三に加えることとする。(消費税法別表第3関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

七 印紙税法の一部改正(第7条関係)

- 1 日本年金機構を非課税法人の範囲に加えることとする。(印紙税法別表第2関係)
- 2 国民健康保険団体連合会が作成する高齢者の医療の確保に関する法律第155条第1項第1号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加えることとする。(印紙税法別表第3関係)

八 租税特別措置法の一部改正(第8条関係)

1 研究開発税制

試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、試験研究費の増加額に対する特別税額控除割合を上乗せする制度を改組し、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次のいずれかの制度を選択適用できる制度を創設することとする。この制度における控除税額は、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とする。(租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9関係)

試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額の特別税額控除ができる。

試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額の特別税額控除ができる。

2 情報基盤強化税制

情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、大規模法人の対象設備等の取得価額の合計額のうち200億円を超える部分の金額を対象から除外した上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第10条の6、第42条の11、第68条の15関係)

3 中小企業関係税制

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」という。)が、平成20年4月1日以後に、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社(その設立の日以後の期間が1年未満のもの等に限る。)により発行される株式を払込みにより取得をした場合において、当該居住者等が当該払込みにより取得をした株式の取

得に要した金額（1,000 万円を限度）については、寄附金控除の規定を適用することができることとする。（租税特別措置法第 41 条の 19 関係）

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとする。（旧租税特別措置法第 37 条の 13 の 3 関係）

教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除制度について、対象を中小企業者等に限定するとともに、教育訓練費割合（労務費の額のうちを占める教育訓練費の額の割合）が100分の0.15以上の場合に、教育訓練費の額に100分の12（教育訓練費割合が100分の0.25未満であるときは、当該教育訓練費割合から100分の0.15を控除した割合に40を乗じて計算した割合に100分の 8 を加算した割合）を乗じた金額の特別税額控除ができる制度に改組した上、本制度を事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の中に位置付けることとする。（租税特別措置法第10条の 4、第42条の 7、第68条の12、旧租税特別措置法第10条の 7、第42条の12、第68条の15の 2 関係）

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の制定に伴い、事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の対象に、同法の認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者が取得するその認定農工商等連携事業計画に定める機械装置を加えることとする。（租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 関係）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、集積区域における集積産業用資産の特別償却制度の対象に、地域における産業集積の形成に資する農林漁業関連業種を加えることとする。（租税特別措置法第 11 条の 5、第 44 条の 2、第 68 条の 20 関係）

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11 関係）

交際費等の損金不算入制度について、中小企業者に係る 400 万円の定額控除の適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 61 条の 4、第 68 条の 66 関係）

欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、中小企業者の設立後 5 年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置の適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 66 条の 13 関係）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第28条の2、第67条の5、第68条の102の2関係)

4 金融・証券税制

上場株式等の譲渡所得等に対する課税

上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成20年12月31日をもって7%軽減税率を廃止することとする。(旧租税特別措置法第37条の11関係)

特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については、7%とすることとする。(附則第43条関係)

源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率は、7%とすることとする。この場合において、その年中の源泉徴収選択口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収選択口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が500万円を超える者については、その超える年分について、源泉徴収選択口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。(附則第45条関係)

上場株式等の配当所得に対する課税

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等については、平成20年12月31日をもって7%軽減税率を廃止することとする。(租税特別措置法第9条の3関係)

源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。)に対する源泉徴収税率を7%とすることとする。この場合において、その年中の上場株式等の配当等(同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものを除く。)の金額の合計額が100万円を超える者につ

いては、その超える年分について、当該上場株式等の配当等に係る申告不要の特例は適用しない。(附則第 33 条関係)

上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設

居住者等が、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、当該居住者等は 15% の税率による申告分離課税を選択できることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。(租税特別措置法第 8 条の 4 関係)

上場株式等の配当等に係る申告分離選択課税の税率の特例措置

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に上場株式等の配当等の支払を受ける場合には、その年分において申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分の税率については、7% とすることとする。(附則第 32 条関係)

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設

上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除く。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限る。)から控除するものとする。(租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 関係)

(注) 上記の改正は、平成 21 年分以後の所得税について適用する。(附則第 47 条関係)

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の創設

イ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該居住者等は当該金融商品取引業者等に届出書を提出することにより、当該上場株式等の配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとする。(租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 関係)

ロ 上記イにより源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を乗じて徴収すべき所得税の額を計算する特例を創設することとする。この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額については、申告不要の特例は適用しない。（租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 関係）

（注）上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等について適用する。（附則第 46 条関係）

資料情報制度等の整備

源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置を講ずることとする。

イ 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署長への提出を不要とする措置を廃止する。（租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 関係）

（注）平成 21 年 1 月 1 日前に源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の譲渡に係る報告書については、従前どおりとする。（附則第 45 条関係）

ロ 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等の額その他の事項を加える。（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 関係）

（注）上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に特定口座において処理される上場株式等の譲渡又は当該特定口座に受け入れる上場株式等の配当等に係る報告書について適用する。（附則第 44 条関係）

上場株式等の配当等の支払者は、その支払を受ける者に対して、上場株式等の配当等の支払通知書を交付しなければならないこととする。（租税特別措置法第 8 条の 4 関係）

（注）上記の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後に支払うべき上場株式等の配当

等について適用する。(附則第 32 条関係)

源泉徴収義務の整備等

源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするため、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずることとする。

イ 平成 22 年 1 月 1 日以後に支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等について、当該支払の取扱者を源泉徴収義務者とする。(租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 関係)

ロ 源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収した所得税の納期限を、その徴収の日の属する年の翌年 1 月 10 日とする。(租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 関係)

(注) 上記の改正は、平成 22 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等について適用する。(附則第 46 条関係)

居住者等が公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとする。(租税特別措置法第 37 条の 10 関係)

(注) 上記の改正は、平成 21 年 1 月 1 日以後の公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。(附則第 42 条関係)

特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度は、適用期限の到来をもって廃止することとする。(旧租税特別措置法第 37 条の 14 関係)

5 土地・住宅税制

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長することとする。(租税特別措置法第 72 条関係)

土地の売買による所有権の移転登記(現行 1,000 分の 10)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 10

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 13

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 15

土地の所有権の信託の登記(現行 1,000 分の 2)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2.5

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率（現行 1,000 分の 8）の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 83 条の 3 関係）

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 8

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 9

居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、エネルギー使用の合理化に資する一定の改修工事（以下「断熱改修工事等」という。）を含む一定の増改築等を行った場合において、当該家屋を平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その増改築等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の 1,000 万円以下の部分の一定割合を所得税の額から控除することとする。この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は 5 年、控除率については、次のとおりとする。（租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 関係）

その増改築等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、特定断熱改修工事等（断熱改修工事等のうちエネルギー使用の合理化に著しく資するものをいう。）に要した費用の額（200 万円を限度）に相当する部分の金額・・・2 %

その増改築等に係る住宅借入金等の年末残高のうち、 以外の部分の金額・・・1 %

給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 29 条関係）

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 70 条の 3、第 70 条の 3 の 2 関係）

マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 2 年延長することとする。（租税特別措置法第 75 条関係）

6 公益法人制度改革への対応・寄附税制

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第 40 条関係）

非課税特例の対象となる法人（以下「対象法人」という。）に公益社団法

人、公益財団法人及び一定の一般社団法人又は一般財団法人を加える。

(注) 上記の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後にされる財産の贈与又は遺贈について適用する。(附則第50条関係)

寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税する。

(注) 上記の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後にされる非課税承認の取消しについて適用する。(附則第50条関係)

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例について、認定の有効期間を5年(現行2年)に延長することとする。(租税特別措置法第66条の11の2関係)

(注) 上記の改正は、法人が平成20年4月1日以後に行う認定の申請について適用する。(附則第64条関係)

相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を加えること等とする。(租税特別措置法第70条関係)

7 国際課税

外国法人が国外において発行する割引債の償還差益のうち国内において行う事業に帰せられるものに対して、その発行時に18%の税率により源泉徴収を行うこととする。(租税特別措置法第41条の12関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に発行される割引債の償還差益について適用する。(附則第52条関係)

民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子を加えた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第6条、第41条の13、第67条の16関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に発行される一般民間国外債又は指定民間国外債の利子について適用する。(附則第31条、第53条、第69条関係)

特定目的会社に係る課税の特例等について、特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額を限度として当該所得税の額から控除することとする。(租税特別措置法第67条の14、第67条の15、第68条の3の2、第68条の3の3関係)

(注) 上記の改正は、特定目的会社等が平成20年4月1日以後に開始する事業年

度において納付する外国法人税の額について適用する。(附則第67条、第68条、第72条、第73条関係)

特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税について、その適用期限を撤廃することとする。(租税特別措置法第7条、第67条の11関係)

外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限を撤廃することとする。(租税特別措置法第42条の2、第67条の16関係)

8 その他

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、税率の特例措置の適用期限を10年延長することとする。(租税特別措置法第89条、第90条の11関係)

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備を加えた上、その適用期限を2年延長することとする。(租税特別措置法第10条の2、第42条の5、第68条の10関係)

支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、その事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、3年以内取得資産について、普通償却限度額の100分の30の割増償却ができることとする。この場合において、割増償却額の合計額が、前事業年度等から増加した支援事業所取引金額を超えるときは、その増加額を限度とする。(租税特別措置法第13条の2、第46条の3、第68条の32関係)

特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当等の損金算入等となる要件における適格機関投資家の範囲を見直すこととする。(租税特別措置法第9条、第67条の14、第67条の15、第68条の3の2、第68条の3の3関係)

農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に漁業協同組合合併促進法の認定を受けていない漁業協同組合と漁業協同組合との合併を加えることとする。(租税特別措置法第68条の2関係)

消費生活協同組合法に規定する共済事業を行う消費生活協同組合又は消費生

活協同組合連合会が、平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に行う共同事業現物出資については、適格現物出資に該当することとする。（租税特別措置法第 68 条の 2 関係）

酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合については、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しないこととする。（租税特別措置法第 87 条の 8 関係）

揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者がバイオエタノール等（経済産業大臣が証明したものに限る。）を混和して製造した一定の揮発油について、平成 25 年 3 月 31 日までにその製造場から移出する場合における当該揮発油に係る揮発油税法第 8 条第 1 項の規定の適用については、当該揮発油の数量から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなすこととする。（租税特別措置法第 88 条の 7 関係）

その他の租税特別措置の改正

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずることとする。

廃止

イ 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用（旧租税特別措置法第 68 条の 2、第 68 条の 109 関係）

ロ 次に掲げる登録免許税の軽減措置を廃止する。

(イ) 漁業協同組合が漁業協同組合合併促進法の規定による認定を受けて合併をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第 78 条の 2 関係）

(ロ) 一定の金融機関等が認定経営基盤強化計画等に基づき行う株式会社の設立の登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第 80 条の 2 関係）

(ハ) 農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第 80 条の 4 関係）

縮減等

イ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。(租税特別措置法第 25 条、第 67 条の 3、第 68 条の 101 関係)

(イ) 免税対象牛の売却頭数が年間 2,000 頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。

(ロ) 免税対象牛の対象範囲から売却価額 50 万円以上の一定の乳牛を除外する。

(注) 上記の改正は、平成 21 年分以後の所得税について適用し、法人については、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分又は連結事業年度分の法人税について適用する。(附則第 38 条、第 66 条、第 86 条関係)

ロ 事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象から中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の異分野連携新事業分野開拓計画に係る措置を除外する。(租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 関係)

ハ 特定電気通信設備等の特別償却制度における電気通信利便性充実設備に係る措置及び広帯域加入者網普及促進設備に係る措置について、対象設備が設置される地域を過疎地域等に限定した上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 11 条の 4、第 44 条の 4、第 68 条の 23 関係)

ニ 再商品化設備等の特別償却制度について、対象設備から再商品化設備及び再資源化設備を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 11 条の 6、第 44 条の 6、第 68 条の 26 関係)

ホ 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等からエスカレーター及びタクシーを除外した上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 13 条、第 46 条の 2、第 68 条の 31 関係)

ヘ 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に係る措置を除外する。(租税特別措置法第 66 条の 10、第 68 条の 94 関係)

ト 農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率(現行 1,000 分の 8)の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 76 条関係)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 8

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 10

チ 漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会から権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、次のとおり軽減税率の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 78 条の 2 関係)

(イ) 不動産又は船舶の所有権の移転登記(現行 1,000 分の 4)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 4

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 5

(ロ) 不動産の地上権又は賃借権の移転登記(現行 1,000 分の 2)

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

リ 産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 80 条関係)

(イ) 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000 分の 3.5 (現行 1,000 分の 2.5)

(ロ) 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記

1,000 分の 3.5 (現行 1,000 分の 2.5)

(ハ) 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000 分の 16 (現行 1,000 分の 14)

(ニ) 合併による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記

1,000 分の 2 (現行 1,000 分の 1.5)

ヌ 預金保険法に規定する第一号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 3.5 (現行 1,000 分の 2.5) に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 80 条関係)

ル 農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許

税の税率の軽減措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 80 条の 2 関係)

(イ) 適用対象を、農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡を受けた場合及び農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合とする。

(ロ) 農業協同組合が他の農業協同組合と合併をした場合における不動産の所有権の移転登記に係る軽減税率(現行 1,000 分の 2.5)を次のとおり見直す。

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 2.5

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 3

ヲ 清酒等に係る酒税の税率の特例について、各酒類に対する酒税の税額を本則税額にそれぞれ次の割合を乗じた金額とした上、その適用期限を 5 年延長する。(租税特別措置法第 87 条関係)

(イ) 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう又は果実酒

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 100 分の 80

(ロ) 合成清酒又は発泡酒

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 80

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 100 分の 85

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 100 分の 90

ワ 特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、発電設備の燃料用の揮発油を適用対象から除外した上、その適用期限を 10 年延長する。(租税特別措置法第 89 条の 3、第 89 条の 4 関係)

適用期限の延長

イ 次に掲げる特別措置の適用期限を 3 年延長する。

(イ) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置(租税特別措置法第 68 条の 4 関係)

(ロ) 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する措置(附則

第 96 条関係)

- ロ 交際費等の損金不算入制度の適用期限を 2 年延長する。(租税特別措置法第 61 条の 4、第 68 条の 66 関係)
- ハ 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を 2 年延長する。
(租税特別措置法第 62 条、第 68 条の 67 関係)
- ニ 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限を 2 年延長する。
(租税特別措置法第 66 条の 13、第 68 条の 98 関係)
- ホ 次に掲げる特別措置の適用期限を 2 年延長する。
 - (イ) 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置
(租税特別措置法第 11 条の 2、第 44 条、第 68 条の 19 関係)
 - (ロ) 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置 (租税特別措置法第 14 条、第 47 条、第 68 条の 34 関係)
 - (ハ) 海外投資等損失準備金 (租税特別措置法第 55 条、第 68 条の 43 関係)
 - (ニ) 金属鉱業等鉱害防止準備金 (租税特別措置法第 20 条、第 55 条の 5、第 68 条の 44 関係)
 - (ホ) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金 (租税特別措置法第 20 条の 3、第 55 条の 7、第 68 条の 46 関係)
 - (ヘ) 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税 (租税特別措置法第 82 条関係)
 - (ト) 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減 (租税特別措置法第 82 条の 2 関係)
 - (チ) ビールに係る酒税の税率の特例 (租税特別措置法第 87 条の 6 関係)
 - (リ) 特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税 (租税特別措置法第 90 条の 4 関係)
 - (ヌ) 特定の国産石油製品に係る石油石炭税の還付 (租税特別措置法第 90 条の 5、第 90 条の 6 関係)
- ヘ 次に掲げる特別措置の適用期限を 1 年延長する。
 - (イ) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例 (租税特別措置法第 87 条の 5 関係)
 - (ロ) 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例 (租税特別措置法第 88 条の 2 関係)

その他

社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を加えることとする。(租税特別措置法第 26 条関係)

その他所要の税制の整備を行うこととする。

九 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

2. 政令要綱

所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 20. 4. 30 閣議決定〕

- 1 減価償却制度における耐用年数の短縮特例について、当該特例の承認を受けた減価償却資産の一部について更新資産との取替えを行った場合、当該特例の承認を受けた減価償却資産と材質等を同じくする他の減価償却資産を取得した場合等において、確定申告期限までに納税地の所轄国税局長に届出書を提出したときは、その届出により耐用年数の短縮特例の適用が受けられることとする。(第 130 条関係)
- 2 寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲について、民法法人を除外するとともに、公益社団法人及び公益財団法人を加えることとする。(第 217 条関係)
(注) 上記の改正は、個人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に支出する特定寄附金について適用する。なお、旧民法法人に対して支出する寄附金について所要の経過措置を講ずる。(附則第 13 条関係)
- 3 特定退職金共済団体の対象となる法人の範囲に公益社団法人、公益財団法人及び旧民法第 34 条法人を加えることとし、一般社団法人及び一般財団法人で既に特定退職金共済団体の承認を受けているものについては、引き続き特定退職金共済団体に含むこととする。(第 73 条、第 74 条関係)
(注) 上記の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に承認を受ける場合等について適用する。(附則第 7 条関係)
- 4 国内源泉所得とされる外国法人の発行する債券の利子の範囲を定めることとする。(第 282 条の 2 関係)
- 5 非居住者の恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととする。(第 290 条関係)
- 6 先物取引の差金等決済をする者の告知制度について、告知義務のない者の範囲、先物取引の差金等決済をする者の告知の方法及び差金等決済の都度告知を要しないこととする特例の対象、告知を受けた商品取引員等の本人確認の方法等を定めることとする。(第 350 条の 2 ~ 第 350 条の 6 関係)
- 7 工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(第 192 条、第 193 条関係)

工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、請負金額要件を10億円以上とする。

居住者が請負をした工事について工事進行基準の適用を受けている場合には、その工事未収入金相当額をその工事の請負に係る金銭債権の額として事業所得の金額を計算する。

その他工事の請負に係る収入金額及び費用の額の計算方法等について所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、原則として、平成21年1月1日以後に着手する工事について適用する。(附則第12条関係)

- 8 合併法人等が合併等により被合併法人等の株主等に交付すべき合併法人等の親法人の株式の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は当該親法人の株式に含まれるものとして当該株主等の譲渡所得等の金額を計算することとする。(第83条の2関係)

(注) 上記の改正は、公布の日以後に行われる合併等について適用する。(附則第9条関係)

- 9 配当等の額とみなす金額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から全部取得条項付種類株式に係る取得決議で一定のものを除外するとともに、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による取得の対価として交付を受ける取得法人の株式の取得価額が当該全部取得条項付種類株式の取得価額に相当する金額とされる場合の取得決議に係る対価要件から取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等を除外することとする。(第61条、第167条の7関係)

(注) 上記の改正は、公布の日以後に行われる取得決議による取得について適用する。(附則第6条、第11条関係)

- 10 減価償却資産の範囲にキウイフルーツ樹及びブルーベリー樹を加えることとする。(第6条関係)

(注) 上記の改正は、平成21年分以後の所得税について適用する。(附則第3条関係)

- 11 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 12 この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。(附則第1条関係)

- 1 減価償却制度における耐用年数の短縮特例について、当該特例の承認を受けた減価償却資産の一部について更新資産との取替えを行った場合、当該特例の承認を受けた減価償却資産と材質等を同じくする他の減価償却資産の取得をした場合等において、申告書の提出期限までに納税地の所轄国税局長に届出書を提出したときは、その届出により耐用年数の短縮特例の適用が受けられることとする。（第57条関係）

- 2 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこととする。

非営利型法人の範囲についての細目等を定める。（第3条関係）

共同で事業を営むための適格合併の要件について、被合併法人のすべて又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、株式継続保有要件を除外して判定する。（第4条の2関係）

（注）上記の改正は、法人が公布の日以後に行う合併について適用する。（附則第3条関係）

収益事業の範囲について、次のとおり見直しを行うこととする。（第5条関係）

社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うもの及び収益業務として行うものを除く。）を除外する。

技芸の教授を行う事業について、国家資格付与事務として行うもので一定のものを除外するとともに、外洋小型船舶の操縦の教習に係る除外措置を廃止する。

労働者派遣業を加える。

公益社団法人又は公益財団法人が行う公益目的事業に該当するものを除外する。

その他、収益事業に係る除外措置につき、公益社団法人若しくは公益財団法人又は非営利型法人に該当する一般社団法人若しくは一般財団法人を対象とする等、所要の整備を行う。

（注）特例民法法人が通常的一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の登記をする日の前日までの間に行う事業に

ついて所要の経過措置を講ずる。(附則第4条関係)

資本金等の額及び利益積立金額について、資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合には、その有しないこととなる直前の資本金等の額に相当する金額を資本金等の額から減算するとともに、当該減算した金額を利益積立金額に加算する等、所要の整備を行う。(第8条～第9条の3、第136条の4関係)

(注) 上記の改正は、法人が公布の日以後に資本又は出資を有しないこととなる場合等について適用する。(附則第5条、第6条、第22条関係)

特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合等における法人税法の適用についての細目等を定める。(第14条の11、第121条の5、第125条、第133条の2、第139条の4関係)

収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合における棚卸資産の評価の方法の届出等について、所要の規定の整備を行う。(第29条、第30条、第51条、第52条、第96条、第119条の5、第119条の6、第122条の5、第122条の6関係)

寄附金の損金算入限度額について次のとおり見直しを行う。(第73条、第73条の2関係)

公益社団法人又は公益財団法人については所得の金額の100分の50相当額をその限度額とする。

社会医療法人については所得の金額の100分の50相当額(当該金額が年200万円に満たない場合には、年200万円)をその限度額とする。

公益社団法人又は公益財団法人について、みなし寄附金額がある場合において、その公益目的事業の実施のために必要な金額(その金額がみなし寄附金額を超える場合には、みなし寄附金額相当額)が上記の金額を超えるときは、当該必要な金額をその限度額とする。

(注) 上記及びの改正は、法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。(附則第11条関係)

寄附金の損金不算入に対する特例制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲について、民法法人を除外するとともに、公益社団法人及び公益財団法人を加える。(第77条関係)

(注) 上記の改正は、法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に支出する寄附金について適用する。なお、旧民法法人に対して支出する寄附金について所要の経過措置を講ずる。(附則第12条関係)

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額について定める。(第77条の2、第155条の13の2関係)

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の額とみなされる金額に係る事業は、その行う公益目的事業とする。(第77条の3関係)

特定公益法人等である内国法人が普通法人に該当することとなった場合等において所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することとなる累積所得金額又は累積欠損金額の計算の細目等を定める。(第131条の4～第131条の6関係)

3 国内源泉所得とされる外国法人の発行する債券の利子の範囲を定めることとする。(第179条の2関係)

4 外国法人の恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこととする。(第186条関係)

5 工事の請負に係る収益及び費用の帰属時期の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(第129条、第130条関係)

工事進行基準によるべき長期大規模工事の範囲について、請負金額要件を10億円以上とする。

内国法人が請負をした工事について工事進行基準の適用を受けている場合には、その工事未収入金相当額をその工事の請負に係る金銭債権の帳簿価額として所得の金額を計算する。

その他工事の請負に係る収益の額及び費用の額の計算方法等について所要の整備を行う。

(注) 上記の改正は、原則として、平成20年4月1日以後に開始する事業年度において着手する工事について適用する。(附則第18条関係)

6 一定の要件に該当する債務処理に関する計画の策定があった場合に資産の評価損益の計上等が認められる措置について、2以上の金融機関等が債務免除をすることが定められていることとの要件における金融機関等の範囲に信用保証協会を加えるほか、政策金融改革に伴う所要の整備を行うこととする。(第24条の2関係)

(注) 上記の改正は、平成20年4月1日以後に再生計画認可の決定があつたことに準

ずる事実が生ずる場合等について適用する。(附則第9条関係)

- 7 合併法人等が合併等により被合併法人等の株主等に交付すべき合併法人等の親法人の株式の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は当該親法人の株式に含まれるものとして当該合併法人等の所得の金額を計算すること等とする。(第119条の10、第139条の3の2関係)

(注) 上記の改正は、公布の日以後に行われる合併等について適用する。(附則第14条、第23条関係)

- 8 配当等の額とみなす金額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から全部取得条項付種類株式に係る取得決議で一定のものを除外するとともに、全部取得条項付種類株式に係る取得決議による取得の対価として交付を受ける取得法人の株式の取得価額が当該全部取得条項付種類株式の帳簿価額に相当する金額とされる場合の取得決議に係る対価要件から取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等を除外することとする。(第23条、第119条関係)

(注) 上記の改正は、公布の日以後に行われる取得決議による取得について適用する。
(附則第8条、第13条関係)

- 9 減価償却資産の範囲にキウイフルーツ樹及びブルーベリー樹を加えることとする。
(第13条関係)

- 10 その他所要の規定の整備を行うこととする。

- 11 この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。
(附則第1条関係)

相続税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 20. 4 .30 閣議決定〕

- 1 法人から受ける特別の利益に対する贈与税等の課税について、課税の対象となる法人から受ける特別の利益の内容等を定めることとする。(第 32 条関係)
- 2 人格のない社団若しくは財団又は持分の定めのない法人に課される贈与税等の額の計算の方法等を定めることとする。(第 33 条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。
(附則第 1 条関係)

消費税法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 20. 4 .30 閣議決定〕

- 1 消費税法の一部改正に伴い、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する所要の規定の整備を行うこととする。(第 39 条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)

国税通則法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成20.4.30 閣議決定〕

- 1 国税につき滞納処分を受けたことがない旨の証明を求めることができる事項の範囲について、証明書交付請求の3年前の会計年度以後に国税に関する滞納処分を受けたことがないこととする。（第41条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、公布の日から施行することとする。

**租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律
施行令の一部を改正する政令要綱**

〔平成20.4.30 閣議決定〕

- 1 権限ある当局による特典条項に係る認定を定める租税条約の規定に日豪租税条約の規定を加えることとする。（第5条関係）**
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。**
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。**

1 研究開発税制

試験研究を行った場合の特別税額控除制度における試験研究費の増加額に係る措置及び平均売上金額の 100 分の 10 相当額を超える試験研究費に係る措置について、組織再編成があった場合の比較試験研究費の額の計算及び平均売上金額の計算の細目等を定めることとする。（第 5 条の 3、第 27 条の 4、第 39 条の 39 関係）

2 情報基盤強化税制

情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人等に係る適用対象投資額の最低限度を 70 万円以上（現行 300 万円以上）に引き下げるとともに、適用対象投資額の最高限度が 200 億円となる大規模法人の範囲を定めることとする。（第 5 条の 8、第 27 条の 11、第 39 条の 45 関係）

3 中小企業関係税制

事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度における中小企業者等の教育訓練費の総額に係る特別税額控除制度について、事業主が負担することとされる法定福利費の範囲等を定めることとする。（第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42 関係）

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、適用対象となる控除対象特定新規株式の取得に要した金額、特例の適用を受けた控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の当該適用を受けた年の翌年以後の各年分における取得価額の計算方法等を定めることとする。（第 26 条の 28 の 3 関係）

4 金融・証券税制

上場株式等に係る配当所得の課税の特例について、上場株式等の配当等に係る

配当所得を有する居住者等が確定申告書に添付すべき書類等を定めることとする。
(第4条の2関係)

確定申告を要しない配当等に係る支払調書の提出等に関する特例を定めることとする。(第4条の3関係)

上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、上場株式等の配当等を支払の取扱者を通じて交付をする場合に当該支払の取扱者が提出すべき支払調書等を定めることとする。(第4条の6の2関係)

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の対象となる株式の範囲に、上場株式等を有する居住者等が新たな払込み等を要しないで取得した取得条項付新株予約権の取得事由の発生等により取得した上場株式等を加えることとする。(第25条の10関係)

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる贈与、相続又は遺贈により取得した上場株式等の範囲等を定めることとする。(第25条の10の2関係)

特定口座年間取引報告書にその額等を記載すべきものとされる上場株式等の配当等に関する支払調書の提出等に関する特例を定めることとする。(第25条の10の10関係)

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例について、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額の計算方法、源泉徴収選択口座において上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた場合の源泉徴収選択口座内配当等の源泉徴収税額の計算方法に関する細目等を定めることとする。(第25条の10の13関係)

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、損益通算の適用を受ける場合に提出する確定申告書に記載すべき事項等を定めることとする。
(第25条の11の2関係)

5 土地・住宅税制

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる増改築等の範囲に、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を加えることとする。(第26条

関係)

特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用対象となる特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等の範囲、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法等を定めることとする。(第26条の3関係)

6 公益法人制度改革への対応・寄附税制

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等のうち旧民法第34条の規定により設立された法人を対象とする措置の対象範囲に公益社団法人及び公益財団法人を加えることとする。(第19条、第20条の2、第22条の7～第22条の9、第25条の7の2、第38条の4、第38条の5、第39条の4～第39条の7、第39条の9の2、第39条の106、第39条の109関係)

(注)旧民法第34条の規定により設立された法人で通常の一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の登記をしていないものは公益社団法人又は公益財団法人とみなす等、所要の経過措置を講ずる。(附則第15条、第16条、第40条、第55条関係)

公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合における寄附を受けた公益法人等に対する課税の細目等を定めることとする。(第25条の17関係)

認定NPO法人制度の認定要件等について、次の改正を行うこととする。(第39条の23関係)

いわゆるパブリック・サポート・テストについて次の見直しを行った上、割合を5分の1以上とする特例の適用期限を3年延長する。

イ 実績判定期間を原則5年(現行2年)とする。

ロ 一定の独立行政法人等からの補助金等について、国等からの補助金等と同様の取扱いとする。

社員のうちに親族等の占める割合が3分の1以下とする要件を廃止する。

小規模法人の特例（パブリック・サポート・テストに代えて、簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、割合を5分の1（現行3分の1）に引き下げた上、適用期限を3年延長する。

その他所要の整備を行う。

相続財産を贈与した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲について、民法法人を除外するとともに、公益社団法人及び公益財団法人を加えることとする。（第40条の3関係）

（注）上記の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日以後に相続財産を贈与する場合について適用する。なお、旧民法法人に対し相続財産を贈与する場合等について所要の経過措置を講ずる。（附則第56条関係）

7 国際課税

民間国外債等の利子の課税の特例について、次のとおり整備を行うこととする。（第3条の2関係）

内国法人が支払を受ける外国法人の発行する民間国外債の利子のうち所得税を納める義務があるものの範囲等を定める。

非居住者等が支払を受ける利子の非課税の対象から除かれる民間国外債を発行する外国法人の範囲を定める。

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の改正を行うこととする。

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加える。（第25条の21、第39条の16関係）

（注）上記の改正は、特定外国子会社等の公布の日以後に終了する事業年度の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用する。（附則第31条、第41条関係）

特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例の適用を受ける内国法人等の判定における特殊関係株主等の範囲に、特定株主等に該当する法人又は特殊関係内国法人の役員等が支配する法人を加える。（第25条の30、第39条の20の8、第39条の120の8関係）

(注) 上記の改正は、特定外国法人の公布の日以後に終了する事業年度の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用する。(附則第 32 条、第 42 条、第 56 条関係)

償還差益等に係る分離課税等について、分離課税の対象となる外国法人が国外において発行する割引債の償還差益の範囲を定めることとする。(第 26 条の 9 の 2 関係)

特定目的会社に係る課税の特例等について、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除する特定目的会社等が納付した外国法人税の額の計算方法等を定めることとする。(第 39 条の 32 の 2、第 39 条の 32 の 3、第 39 条の 35 の 2、第 39 条の 35 の 3 関係)

8 減価償却の特例等

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、エネルギー使用合理化設備が設置される建築物に係る基準及びエネルギー使用制御設備が設置される建築物に係る基準並びにこれらの基準に係る証明方法等を定めることとする。(第 5 条の 4、第 27 条の 5、第 39 条の 40 関係)

公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備の範囲から污水处理用設備を除外することとする。(第 5 条の 10、第 28 条、第 39 条の 46 関係)

特定電気通信設備等の特別償却制度について、電気通信利便性充実設備及び広帯域加入者網普及促進設備が設置された場合に対象となる地域又は区域を定めることとする。(第 5 条の 13、第 28 条の 7、第 39 条の 52 関係)

集積区域における集積産業用資産の特別償却制度について、対象となる建物及びその附属設備の範囲並びに農林漁業関連業種に属する事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備の取得価額の最低限度を定めることとする。(第 6 条、第 28 条の 5、第 39 条の 49 関係)

支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却制度について、障害者就労支援事業所に該当する事業所又は施設、組織再編成があった場合の前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算の細目等を定めることとする。(第 6 条の 7、第 29 条の 2 の 2、第 39 条の 61 関係)

9 その他

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、負担金の損金算入の対象となる基金に係る公益法人等が行う特定の業務についての公的運営に関する要件の見直しを行うこととする。(第 18 条の 4、第 39 条の 22 関係)

特定目的会社に係る課税の特例等について、支払配当等の損金算入の要件である借入金の借入先要件における適格機関投資家の範囲の見直しを行うこととする。(第 39 条の 32 の 2、第 39 条の 32 の 3、第 39 条の 35 の 2、第 39 条の 35 の 3 関係)

投資法人に係る課税の特例について、支払配当等の損金算入の要件である同族会社に該当するものでないこととの要件について、当該事業年度終了の時ににおいて同族会社に該当していないことの判定を 1 株主グループ(現行：3 株主グループ)により判定することとする。(第 39 条の 32 の 3 関係)

農林中央金庫の合併等に係る課税の特例について、適格現物出資となる共済事業を行う消費生活協同組合等が行う現物出資の要件等を定めることとする。(第 39 条の 34 の 2 関係)

課税所得の範囲の変更等の場合の特例について、特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする合併を行った場合に、当該合併を適格合併に該当しないものとみなして適用する規定等を定めることとする。(第 39 条の 35 の 5 関係)

みなし製造の規定の適用除外の特例について、適用対象となる混和の要件等を定めることとする。(第 46 条の 8 の 2 関係)

バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例について、バイオエタノール等揮発油の製造場から除かれる場所、この特例の適用に関し必要な手続等を定めることとする。(第 46 条の 11～第 46 条の 16 関係)

特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置について、ノルマルパラフィンの脱着溶剤用の揮発油を適用対象から除外することとする。(第 47 条の 7 関係)

その他所要の規定の整備を行うこととする。

10 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。

（附則第 1 条関係）

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
の一部を改正する政令要綱

〔平成 20. 4 .30 閣議決定〕

- 1 住宅ローン税額控除制度の控除額の特例について、再建住宅借入金等の金額及び他の住宅借入金等の金額又は増改築等住宅借入金等の金額を有する場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法に関する規定の整備を行うこととする。（第 14 条の 2 関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行することとする。

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する
法律施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成 20. 4 .30 閣議決定〕

- 1 国外送金等調書の提出を要しない国外送金等の上限額を 100 万円（現行 200 万円）に引き下げることとする。（第 8 条関係）
（注）上記の改正は、平成 21 年 4 月 1 日以後にされる国外送金等について適用する。
（附則第 2 項関係）
- 2 株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う金融機関の名称の変更を行うこととする。（第 2 条関係）
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 20 年 10 月 1 日から施行することとする。（附則第 1 項関係）

所得税法等の一部を改正する法律附則第百十九条の二の規定による経過措置を定める政令要綱

〔平成 20. 4 .30 閣議決定〕

- 1 第一種作業環境測定士の登録に係る登録免許税法の改正後の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の公布の日の翌日以後に受ける当該登録に係る登録免許税について適用することとする。（第 1 条関係）
- 2 国民健康保険団体連合会が作成する高齢者の医療の確保に関する法律第 155 条第 1 項第 1 号に掲げる業務に関する文書を非課税とする印紙税法別表第 3 の規定は、改正法の公布の日から適用することとする。（第 2 条関係）
- 3 非居住者等が、平成 20 年 4 月 1 日から改正法の公布の日の前日までの間に発行された一般民間国外債につき、同日までにその利子の支払を受けた場合の非課税適用申告書の提出等に係る経過措置を定めることとする。（第 3 条関係）
- 4 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に係る改正後の規定は、改正法の公布の日以後にする使途秘匿金の支出について適用することとする。（第 4 条、第 10 条関係）
- 5 欠損金の繰戻しによる還付の不適用に係る改正後の規定は、改正法の公布の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用することとする。（第 5 条、第 11 条関係）
- 6 特定目的会社等が納付した外国法人税の額の控除に係る改正後の規定は、改正法の公布の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとする。（第 6 条～第 9 条関係）
- 7 土地の売買による所有権の移転の登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置等に係る改正後の規定は、改正法の公布の日の翌日以後に受ける当該登記等に係る登録免許税について適用することとする。（第 12 条関係）

8 清酒等に係る酒税の税率の特例及びビールに係る酒税の税率の特例に係る改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとし、みなし製造の規定の適用除外の特例は、改正法の公布の日から適用することとする。(第 13 条関係)

9 揮発油税及び地方道路税の特例について、以下の経過措置を定めることとする。
(第 14 条関係)

揮発油税及び地方道路税の税率の特例に係る改正後の規定は、改正法の公布の日の翌日から適用する。

移出に係る揮発油の特定用途免税に係る改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

引取りに係る揮発油の特定用途免税に係る改正後の規定は、改正法の公布の日の翌日から適用する。

その他所要の経過措置を定める。

10 石油石炭税の特例について、以下の経過措置を定めることとする。(第 15 条関係)

石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付に係る改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用することとし、同日から改正法の公布の日までの間に石油化学製品の製造を開始した場合の経過措置を定める。

特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に係る改正後の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

11 1 から 10 までに定めるもののほか、改正法による改正後の租税特別措置法等の規定の適用につき所要の読替えを行うこととする。(第 16 条関係)

12 この政令は、公布の日から施行することとする。(附則関係)

二 地方税関係

1. 法律案要綱

(1) 地方税法等の一部を改正する法律案要綱

〔平成20. 1. 25 閣議決定〕

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこと。

(一) 法人の均等割

ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用すること。（第52条、第312条関係）

イ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とすること。（第25条、第296条関係）

ウ 併せて、以下の改正を行うこと。

(1) 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とすること。（第24条、第294条関係）

(2) 人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用すること。（第52条、第312条関係）

(二) 法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。（第23条関係）

(三) 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。（附則第41条関係）

2 平成21年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずること。

(一) 控除対象寄附金の拡大等（第37条の2、第314条の7関係）

ア 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加すること。

イ 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税4%、市町村民税6%とすること。この場合において、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税から、それぞれ税額控除すること。

ウ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げること。

エ 寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行10万円）に引き下げること。

(二) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し（第37条の2、第314条の7、附則第5条の5関係）

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、(一)の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（道府県民税の所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする。）を道府県民税から、5分の3に相当する金額（市町村民税の所得割の額の100分の10に相当する金

額を限度とする。)を市町村民税から、それぞれ税額控除すること。

- 3 上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、以下の措置を講ずること。

(一) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する課税

ア 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止

平成20年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る軽減税率（道府県民税1.2%、市町村民税1.8%）を廃止すること。（旧法附則第35条の2の3、旧法附則第35条の3の2関係）

イ 特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率については、道府県民税1.2%、市町村民税1.8%とすること。（改正法附則第3条、改正法附則第8条関係）

ウ 株式等譲渡所得割の税率の特例

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の株式等譲渡所得割の税率は、3%とすること。（改正法附則第3条関係）

(二) 上場株式等に係る配当所得に対する課税

ア 配当割の税率の特例の廃止

個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の税率については、平成20年12月31日をもって軽減税率（3%）を廃止すること。（旧法附則第5条の3関係）

イ 特別徴収税率の特例措置

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に係る配当割の税率を3%とすること。（改正法附則第3条関係）

ウ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設

所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき

上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は道府県民税 2 %、市町村民税 3 %の税率による申告分離課税を選択できることとすること。この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とすること。（附則第33条の 2 関係）

エ 上場株式等に係る配当所得の申告分離選択課税の税率の特例措置

平成21年 1 月 1 日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合の当該上場株式等に係る配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率については、道府県民税1.2%、市町村民税1.8%とすること。（改正法附則第 3 条、改正法附則第 8 条関係）

(三) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設

ア 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例の創設

平成22年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、前年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき又は前年以前 3 年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとすること。（附則第35条の 2 の 6 関係）

イ 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び特別徴収等の特例の創設

(1) 個人が金融商品取引業者等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該個人が当該金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、当該上場株式等の配当等を当該源泉徴収選択口座に受け入れることができることとすること。（附則第35条の 2 の 5 関係）

(2) (1)により源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」という。）に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等の額から当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額に対して税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算する特例を創設すること。（附則第35条の2の5関係）

(四) 特別徴収義務の整備等

源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするため、平成22年1月1日以後に金融商品取引業者等から交付を受けるべき源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の特別徴収について、以下の措置を講ずること。

ア 平成22年1月1日以後に支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等に係る配当割について、その支払を取り扱う者を特別徴収義務者とすること。（第71条の31関係）

イ 源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等について特別徴収した配当割の納期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とすること。（附則第35条の2の5関係）

4 平成21年度から、次のとおり公的年金からの特別徴収制度を創設すること。

(一) 特別徴収の対象者は、納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている65歳以上のもの（以下「特別徴収対象年金所得者」という。）とすること。（第321条の7の2関係）

(二) 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とすること。（第321条の7の2、第321条の7の8関係）

(三) 特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とすること。（第321条の7の2、第321条の7の4関係）

(四) 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の10日までに市町村に納入する義務を負うこと。（第321条の7の4、第321条の7の6関係）

(五) 徴収の方法

ア 特別徴収対象年金所得者については、当該年度の4月1日から9月30日までの間において前年度の10月1日からその翌年3月31日までの間に特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の4月1日から9月30日までの間に徴収すべき額を控除した額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収すること。（第321条の7の2、第321条の7の8関係）

イ 新たに特別徴収の対象となった特別徴収対象年金所得者については、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間において公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の2分の1に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収し、当該年度の4月1日から9月30日までの間は公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額から当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間に徴収すべき額を控除した額を普通徴収の方法により徴収すること。（第321条の7の2関係）

ウ ア及びイの場合において、老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収すべき額は、それぞれの期間において徴収すべき額を当該期間における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額とすること。（第321条の7の5関係）

5 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人税割の

徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴すること。また、徴収の猶予をした法人税割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除すること。なお、国は、法人が相互協議の申立てをした場合等には、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知すること。（第55条の2、第55条の3、第55条の4、第55条の5、第321条の11の2、第321条の11の3関係）

6 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる法人が寄附を受けた財産が公益目的事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、当該寄附を受けた公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人住民税の所得割を課すること。（附則第3条の2の4関係）

7 住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとすること。（附則第5条の4関係）

8 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成24年度まで延長すること。（附則第6条関係）

9 法人税割の課税標準である法人税額から中小企業者等の試験研究費の総額に係る税額を控除する措置を改組し、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額から選択適用できることとすること。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額を控除する措置とは別に、当期の法人税額の100分の10相当額を限度とすること。（附則第8条関係）

(一) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の100分の5相当額。

(二) 試験研究費の額が平均売上金額の100分の10相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額。

10 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止すること。（附則第35条の3関係）

二 事業税

1 公益法人関係税制について、次のとおり整備を行うこと。

(一) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税すること。（第72条の2関係）

(二) 所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人について収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。（第72条の23関係）

(三) 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。（附則第41条関係）

2 社会医療法人について、収益事業課税とする等所要の措置を講ずること。（第72条の5関係）

3 医療法人等が行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定上、社会保険診療として扱う特例措置を講ずること。（第72条の23関係）

4 国外関連者との取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る法人の事業税及びその加算金の額の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴すること。また、徴収の猶予をした

法人の事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除すること。なお、国は、法人が相互協議の申立てをした場合等には、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨及び更正決定された法人税額の課税標準とされた所得等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県に通知すること。（第72条の39の2、第72条の39の3、第72条の39の4、第72条の39の5関係）

- 5 資本の欠損のてん補を行った法人に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第9条関係）
- 6 ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けて同法に規定する大口供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該大口供給に係る収入金額から一定の金額を控除した金額によることとする課税標準の算定方法の特例措置を講ずること。（附則第9条関係）

三 不動産取得税

- 1 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずること。（附則第10条関係）
- 2 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り非課税とする特例措置を講ずること。（附則第10条関係）
- 3 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

- 4 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 6 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年3月31日までの間に取得された新築の認定長期優良住宅について、当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 8 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産について、当該取得が平成23年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）
- 9 全国健康保険協会が国から承継する一定の不動産に係る非課税措置を講ずること。（附則第40条関係）

- 10 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産について、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、非課税とする特例措置を講ずること。（附則第10条関係）
- 11 次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。
- (一) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置（附則第10条の2関係）
 - (二) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (三) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (四) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (五) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (六) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が取得する施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
 - (七) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

- (㍻) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㍼) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- (㍽) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置（附則第11条の7関係）

12 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

- (一) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外すること。（第73条の2関係）
- (二) 農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する場合を除外すること。（第73条の14関係）
- (三) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外すること。（第73条の24関係）
- (四) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第10条の2関係）
- (五) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、

当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

- ㉞ 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえで、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第11条関係）

13 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

- ㉟ 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る非課税措置（附則第10条関係）
- ㊱ 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- ㊲ 軽自動車検査協会が取得する軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）
- ㊳ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に規定する認定構想推進事業者のうち民法第34条法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置（附則第11条関係）

14 現行の民法第34条法人が取得した場合に非課税措置等が講じられている不動産について、以下の措置を講ずること。

- ㉟ 公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合、現行の民法第34条法人が取得するものと同様の措置を講ずること。（第73条の4、第73条の27の8関係）
- ㊱ 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして㉟を適用すること。（附則第41条関係）

- 15 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置等所要の措置を講ずること。（第73条の2、第73条の4、第73条の6、第73条の14、第73条の27の7、附則第10条関係）

四 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）について、軽減対象を重点化し、以下の措置を講ずること。（附則第12条の3関係）

1 環境負荷の小さい自動車

平成20年度及び平成21年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(一) 電気自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の50を軽減すること。

(二) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の25を軽減すること。

2 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね100分

の10を重課する特例措置を講ずること。

(イ) ガソリン車又はLPG車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(ロ) ディーゼル車その他の(イ)に掲げる自動車以外の自動車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

五 固定資産税及び都市計画税

1 償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度を廃止すること。（第394条、第414条、第745条関係）

2 固定資産税及び都市計画税において現行の民法第34条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、次のとおり措置を講ずること。

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、非課税とすること。（第348条関係）

(ロ) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなして(イ)を適用すること。（附則第41条関係）

(ハ) 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度分まで非課税とすること。（附則第41条関係）

3 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い独立行政法人森林総合研究所が承継する業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について非課税とする等の所要の措置を講ずること。（第343条、第348条、附則第14条関係）

4 全国健康保険協会が所有し、かつ、使用する事務所又は倉庫について固定資産税及び都市計画税を非課税とすること。（第348条関係）

5 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて平成20年4月1日

から平成22年 3 月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後 5 年度間はその価格の 4 分の 1 とすること。（附則第15条関係）

- 6 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて同法の一部を改正する法律の施行の日から平成22年 3 月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後 5 年度間はその価格の 4 分の 1 とすること。（附則第15条関係）
- 7 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により同法の施行の日から平成22年 3 月31日までに新設した一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を新設後 3 年度間はその価格の 2 分の 1 とすること。（附則第15条関係）
- 8 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋について、平成21年度分及び平成22年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の 2 分の 1 とすること。（附則第15条関係）
- 9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成22年 3 月31日までの間に新築された同法に規定する認定長期優良住宅について、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の 1 月31日までに市町村に申告書の提出がされた場合には、固定資産税額から新築後 5 年度間（中高層耐火建築物にあつては 7 年度間）はその 2 分の 1 を減額すること。（附則第15条の 7 関係）
- 10 平成20年 1 月 1 日以前から所在する住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分のうち、人の居住の用に供する部分において同年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われたものについて、改修工事終了後 3 月以内に市町村に

申告書の提出がされた場合には、改修工事が行われた年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度分の固定資産税額からその３分の１を減額すること。

（附則第15条の９関係）

- 11 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年３月25日から平成23年３月31日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後４年度間はその２分の１を減額すること。（附則第16条の２関係）
- 12 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年３月25日から平成23年３月31日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後４年度間はその価格の２分の１とすること。（附則第16条の２関係）
- 13 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年７月16日から平成23年３月31日までの間に取得され、又は改築された家屋について、固定資産税額及び都市計画税額から取得又は改築後４年度間はその２分の１を減額すること。（附則第16条の２関係）
- 14 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で平成19年７月16日から平成23年３月31日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良後４年度間はその価格の２分の１とすること。（附則第16条の２関係）
- 15 独立行政法人国民生活センターが行う一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に消費者紛争の解決の業務の用に供する固定資産を追加すること。（第348条関係）
- 16 全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受け、鉄道事業の用に供する一定の固定

資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後20年度間（現行10年度間）はその価格の2分の1とすること。（附則第15条関係）

17 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

- (一) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成21年度まで延長すること。（附則第15条関係）
- (二) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (三) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成21年度まで（現行平成19年度まで）に新たに固定資産税が課されるものとする。（附則第15条関係）
- (四) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (五) 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (六) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (七) 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

- (㍑) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㍒) 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㍓) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㍔) 鉄軌道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㍕) 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㍖) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (㍗) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した国立大学の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日

まで延長すること。（附則第15条関係）

(㉔) 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(㉕) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。
（附則第15条の6関係）

(㉖) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条の8関係）

(㉗) 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条の8関係）

18 次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

(一) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、鉦さい等の処理施設については課税標準をその価格の3分の1（現行6分の1）とし、窒素酸化物発生抑制のための燃焼改善設備及び湖沼水質保全のための汚水処理施設については課税標準をその価格の4分の3（現行3分の2）とし、ダイオキシン類処理施設については課税標準をその価格の2分の1（現行3分の1）とし、揮発性有機化合物排出抑制施設に係る優良更新代替設備については課税標準をその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）

(二) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を既に取得した特定用途港湾施設に限定したうえ、その適用期限を平成21年度

まで延長すること。（附則第15条関係）

- (三) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後3年度間はその価格の3分の2又は4分の3（現行4分の3又は5分の4）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (四) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の4分の3（現行3分の2）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (五) 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する信頼性向上施設整備事業により新設した一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後5年度間はその価格の6分の5（現行5分の4又は6分の5）としたうえ、その対象資産の取得期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (六) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得又は合併後5年度間はその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その対象資産の取得期限又は合併期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第15条関係）
- (七) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度まで延長すること。（附則第15条関係）
- (八) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること。（第349条の3、附則第15

条関係)

(九) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること。（第349条の3、附則第15条関係）

(十) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること。（第349条の3、附則第15条関係）

(十一) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の3分の2（平成20年度まで2分の1）としたうえ、その適用期限を平成21年度までとすること。（第349条の3、附則第15条関係）

19 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(一) 農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第349条の3関係）

(二) 石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

(三) 石油以外のエネルギー資源の地域における有効利用の促進に資する機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

(四) 遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

(五) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定するアクセス管理者が

電気通信回線を通じた電子計算機の障害の防止のために取得する電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第15条関係）

六 特別土地保有税

特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置等のうち、その適用がなくなったものを廃止すること。（第586条関係）

七 自動車取得税

- 1 車両総重量が3.5トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものを平成22年3月31日までに取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあっては、100分の0.5）を控除した率とすること。
- 2 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を經營する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置の適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
- 3 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
- 4 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）
 - (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除すること。

5 車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成22年3月31日まで延長すること。（附則第32条関係）

(一) 車両総重量が12トンを超えるディーゼル車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときは100分の1）を控除した率とすること。

(二) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車のうち、平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるものを取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の2を控除した率とすること。

6 自動車取得税交付金の交付の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。（第699条の32関係）

八 軽油引取税

1 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること。（附則第32条の2関係）

2 軽油引取税交付金の交付の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。（第700条の49関係）

九 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等を平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登録に限り講ずること。（附則第32条の3関係）

十 事業所税

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大

臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長すること。（附則第32条の7関係）

2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、その適用期限を1年延長すること。（附則第32条の8関係）

3 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外すること。（第701条の41関係）

4 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第32条の8関係）

5 特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。（附則第41条関係）

十一 国民健康保険税

後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう、所要の措置を講ずること。（第703条の4、第703条の5関係）

十二 その他

日本年金機構について、不動産取得税の非課税措置等所要の措置を講ずること。（第73条の3、第146条、第348条、第443条、第699条の4、第702条の2関係）

第二 地方道路譲与税法に関する事項

地方道路譲与税の譲与の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。（第2条関係）

第三 石油ガス譲与税法に関する事項

石油ガス譲与税の譲与の基準の対象に、一定の高速自動車国道を追加すること。（第2条関係）

第四 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 前記第一の三の9及び五の4の改正は平成20年10月1日から、第一の一の3の(一)アのうち旧法附則第35条の3の2関係並びに3の(一)ウ並びに(二)ア及びイの改正は平成21年1月1日から、第一の一の2、4及び6の改正は平成21年4月1日から、第一の一の3の(二)ウ及びエ、(三)並びに(四)並びに8の改正は平成22年1月1日から、第一の一の3の(一)アのうち旧法附則第35の2の3関係及び3の(一)イは平成22年4月1日から、第一の一の1（(一)ウを除く。）、二の1、三の8及び14、五の2及び8並びに十の5の改正は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成20年12月1日）から、第一の十二の改正は日本年金機構法の施行の日から、第一の三の15のうち第73条の2、第73条の4、第73条の6及び附則第10条（独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置を講ずる部分に限る。）関係並びに五の3の改正は独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行の日から、第一の五の15の改正は独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の2及び五の6の改正は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の6の改正は観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日から、第一の三の7及び五の9の改正は長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から、第一の五の7の改正は農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行の日から、その他の改正は平成20年4月1日から施行すること。